

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：海南市（市長事務局等※1）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.3%
全職員	76.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	—※2
課長級	96.0%
総括班長級	90.9%
班長級	95.6%

(2) 勤続年数別※3

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.9%
31～35年	96.2%
26～30年	93.1%
21～25年	84.5%
16～20年	85.5%
11～15年	85.7%
6～10年	94.6%
1～5年	93.8%

【説明欄】

「任期の定めのない常勤職員」の男女の給与の差異は、主に、男性のほうが平均年齢が高いこと（男性 46.3 歳：女性 41.8 歳）や勤続年数が長いこと（男性 19.9 年：女性 15.4 年）及び男性のほうが女性に比べ時間外勤務時間が長いなどの勤務実績によるものです。

また、扶養手当については、男性職員が受給申請するケースが多いため、男性職員のほうが女性職員よりも給与額が多くなる傾向があります。

男女の給与の差異は、主に以上の要因によるもので、性別の違いを理由として給与額に差を設けていることはありません。

※1 市長部局等には、議会事務局、各行政委員会を含む。

※2 男性職員又は女性職員がいない場合は、男女の給与の差異欄は「—」としている。

※3 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出する。

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：海南市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	122.8%
全職員	87.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	―※1
課長級	―※1
総括班長級	91.5%
班長級	92.5%

(2) 勤続年数別※2

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	―※1
31～35年	84.2%
26～30年	73.1%
21～25年	89.0%
16～20年	88.1%
11～15年	89.2%
6～10年	90.2%
1～5年	―※1

【説明欄】

「任期の定めのない常勤職員」の男女の給与の差異は、主に、男性のほうが平均年齢が高いこと(男性47.7歳：女性44.7歳)及び男性のほうが女性に比べ時間外勤務時間が長いなどの勤務実績によるものです。

また、扶養手当については、男性職員が受給申請するケースが多いため、男性職員のほうが女性職員よりも給与額が多くなる傾向があります。

男女の給与の差異は、主に以上の要因によるもので、性別の違いを理由として給与額に差を設けていることはありません。

※1 男性職員又は女性職員がいない場合は、男女の給与の差異欄は「―」としている。

※2 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：海南市消防本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	98.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—※1
全職員	99.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	—※1
課長級	—※1
課長補佐級	—※1
係長級	107.2%

(2) 勤続年数別※2

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—※1
31～35年	—※1
26～30年	—※1
21～25年	99.1%
16～20年	104.1%
11～15年	—※1
6～10年	—※1
1～5年	99.9%

【説明欄】

「任期の定めのない常勤職員」の男女の給与の差異は、主に、扶養手当や時間外勤務手当などの手当の支給実績によるものです。

特に、扶養手当については、男性職員が受給申請するケースが多いため、男性職員のほうが女性職員よりも給与額が多くなる傾向があります。

男女の給与の差異は、主に以上の要因によるもので、性別の違いを理由として給与額に差を設けていることはありません。

※1 男性職員又は女性職員がいない場合は、男女の給与の差異欄は「—」としている。

※2 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：海南医療センター（医師）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—※1
全職員	84.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	—※1
課長級	76.3%
総括班長級	—※1
班長級	125.5%

(2) 勤続年数別※2

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—※1
31～35年	—※1
26～30年	—※1
21～25年	—※1
16～20年	—※1
11～15年	94.8%
6～10年	66.5%
1～5年	94.8%

【説明欄】

「任期の定めのない常勤職員」の男女の給与の差異は、職員総数において男性が多く、特に、上位の役職にある職員に男性が多いためです。

なお、勤続年数別での男女の給与の差異については、医師の多くが、和歌山県立医科大学からの派遣となっているためであり、性別の違いを理由として給与額に差を設けていることはありません。

※1 男性職員又は女性職員がいない場合は、男女の給与の差異欄は「—」としている。

※2 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：海南医療センター（医療技術職）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.9%
全職員	96.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	－※1
課長級	－※1
総括班長級	－※1
班長級	83.9%

(2) 勤続年数別※2

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	－※1
31～35年	－※1
26～30年	91.0%
21～25年	－※1
16～20年	89.2%
11～15年	94.3%
6～10年	93.3%
1～5年	99.6%

【説明欄】

医療技術職については、オンコール対応の有無など所属によって給与面で若干の差があることや、女性職員には育児短時間勤務や部分休業により、他の職員より時間外勤務が少ない職員が一定数いることなどにより、「任期の定めのない常勤職員」の男女の給与の差異が生じています。

また、役職にある女性職員が少なく、班長級で差が見られますが、役職でない職員においては、給与の差異はなく、わずかに女性職員が上回っています。

なお、当院では、他院から転職した職員が多く、入職までの実務経験を給与に反映していることが、勤続年数別での男女の給与の差異の理由であり、性別の違いを理由として給与額に差を設けていることはありません。

※1 男性職員又は女性職員がいない場合は、男女の給与の差異欄は「－」としている。

※2 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：海南医療センター（看護職）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—※1
全職員	89.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	99.2%
課長級	105.5%
総括班長級	97.7%
班長級	107.9%

(2) 勤続年数別※2

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—※1
31～35年	88.5%
26～30年	—※1
21～25年	97.6%
16～20年	104.1%
11～15年	93.7%
6～10年	99.2%
1～5年	93.2%

【説明欄】

看護師は、女性職員が圧倒的（約86.5%）に多く、任期の定めのない常勤職員以外の職員については全員が女性となっています。特に任期の定めのない常勤職員以外の職員は、常勤職員よりも勤務時間が短く、夜勤等に従事しない職員も多いため、時間外手当や夜間勤務手当等が少なく、全職員において、男女差異が拡大しています。

※1 男性職員又は女性職員がいない場合は、男女の給与の差異欄は「—」としている。

※2 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：海南医療センター（事務職）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.8%
全職員	61.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	—※1
課長級	—※1
総括班長級	—※1
班長級	99.7%

(2) 勤続年数別※2

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—※1
31～35年	—※1
26～30年	—※1
21～25年	—※1
16～20年	—※1
11～15年	105.1%
6～10年	—※1
1～5年	67.2%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員の給与は、任期の定めのない常勤職員と比較すると給料体系や支給対象となる手当にも差があり、そのほとんどが女性職員となっていることから、特に全職員の男女の給与の差異が大きくなっています。

また、任期の定めのない常勤職員の多くは当院での採用者ですが、一部は市からの派遣職員であり、市での勤続年数が長い派遣職員が当院では勤続年数1～5年に該当することで、男女の給与の差異の拡大要因となっています。

※1 男性職員又は女性職員がいない場合は、男女の給与の差異欄は「—」としている。

※2 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。